

知財高裁における ICT 関連特許判決の動向と事例

菅野 政孝^(*)

近年 ICT の進展は著しいが、その要因の第一はインターネットサービスが広く普及したことである。ICT 機器や装置、サービスには多数の特許技術が使われており、企業の ICT 関連発明に対する動機付けも大きい。これにより ICT 関連特許数の増加や企業間の特許紛争等の多発も想定される。

そこで本論文では ICT に関連する特許取得動向や、特許紛争の状況等、知的財産高等裁判所の判決をケーススタディとして分析を試みた。その結果、ICT 関連特許数については国内の特許登録数と比例して増加していること、また知財高裁での判決としては特許紛争の件数は多くなく、審決取消請求件数が大半であること、特許技術にはやはりインターネットを使ったネットワークシステムが 6 割以上を占めていること等が分かった。また、アップルやサムスンの特許紛争を含む幾つかの事件を事例として使われている技術について概観し、所感・見解を述べた。

目次

I. はじめに	5
1 背景	5
2 問題の所在	6
II. ICT 関連特許出願状況	6
1 国内の特許出願状況	6
2 情報通信関連特許登録状況	7
III. 知財高裁における判決動向	7
1 知財高裁の全判決、及び特許関連判決状況	7
2 特許関連判決と ICT 関連判決の状況	8
3 ICT 判決の事件種別と裁判の結果	8
4 ICT 技術分類・項目毎の判決動向	9
IV. ICT 判決事例における技術内容	13
1 技術分類・項目別の判決事例	13
2 アップル・サムスンの特許紛争	15
V. おわりに	21

が移っていることである。また、情報通信の分野に関しては 1989 年に米国で、そして 1992 年に日本国内でインターネットによる商用サービスが開始されてからの情報通信の発展は極めて著しく、今ではビジネスや社会生活のあらゆる場面でインターネットを使ったサービス無くしては成り立たなくなっている。

このような技術の発展は数多くの発明によってもたらされているが、とりわけ ICT の世界では一つの製品、一つのサービスを実現するために多数の発明の組み合わせが必要となっている。従って、開発も一企業が所有している技術だけでなく、複数の企業が持つ関連した技術を組み合わせるケースが増えている。また、ICT の分野では情報通信方式や装置のユーザインタフェース、画像や音声等の圧縮方式などユーザの利便性や企業の製品化の効率性などを考慮してこれら技術の仕様を標準化することが一般的である。このためには多数企業間の協力関係が求められるが、その典型的な形態はパテントプールと呼ばれるものである。

パテントプールでは ICT 製品を製造するために標準化された仕様に従った技術を持ち寄ることとなるが、この場合の技術は特許となっていることが一般的である。特に、標準化された技術を使って製品を製造する際に無くてはならない特許のことを必須特許と呼び、各企業は自社の特許が必須特許となるよう技術開発にしのぎを削る。

このように、現在の ICT 分野では製品化を実現するために数多くの企業が協力し合う必要があるが、一

I. はじめに

1 背景

(1) ICT の発展動向と特許

近年の情報・通信技術 (Information Communication Technology 以下「ICT」という。) の進展は極めて著しい。ICT の中でも情報処理の分野で特徴的なことは 21 世紀に入って 10 年余りの間にパーソナルコンピュータ (以下「PC」という。) が国内で十分に普及し、現在ではタブレットタイプの端末に見られるように小型・軽量化、使い勝手の良さ等を追求することに重点

(*) 日本大学大学院知的財産研究科(専門職) 教授

方で他企業に対する自企業の優位性を上げるために様々な施策を実施する。

自社発明技術の特許出願することを第一歩とし、出願が特許庁から拒絶査定を受ければ査定不服審判請求を行ったりして特許化を目指す。また、他社特許が類似していれば特許無効審判に持ち込み他社特許の取消を図ったりする。上述のように標準化における自社技術が必須特許となることを目指すことも優位性向上の手段である。

これらの施策は他企業との特許紛争をもたらすことも少なくないと考えられる。

(2) 知的財産権保護の動き

我が国は日本型生産システムによる「ものづくり」を武器として高度成長時代を作り上げてきたが、21世紀に入りアジア諸国の追い上げやグローバル社会における情報化の進展等により新たな成長モデルを見出す必要が生じている。すなわち、付加価値の高い無形資産を創造し、活用して行く経済・社会システムを作り上げて行くことが求められている⁽¹⁾。

以上のような状況から2002年、小泉内閣の時に設置された「知的財産戦略会議」において「知的財産戦略大綱」が制定され、この中で「知的財産立国」という国家戦略が打ち出された⁽²⁾。

これにより2003年3月に知的財産基本法が施行され⁽³⁾、紛争処理機能の強化及び内外に対する知的財産権重視という国家政策を明確にする観点から、知的財産高等裁判所(以下「知財高裁」という。)が2005年4月に創設された⁽⁴⁾。

2 問題の所在

現在、知的財産立国の国家戦略が打ち出されて既に10年以上が経過した。知的財産戦略大綱の中では、我が国の産業発展のため、知的財産の「創造」、「保護」、「活用」をスパイラルアップするような知的創造サイクルを発展させて行くことを謳っている。

前節に示したとおり、ICTは21世紀に入って更に進展を見せている。この動きは知的財産の創造、中でも新規技術の発明とそれに続く特許の増加となって顕

在化していると考えられる。

また、その過程の中で企業が特許庁に対し審決取消訴訟を起こしたり、あるいは他企業に対して特許関連訴訟を起こしたりして、結果的に裁判所への訴訟事件が増加することも十分予想できる。

しかし、裁判は一般的に数ヶ月から数年という長い期間を要するため原告・被告共に稼働、コストの面で負担が大きく、出来れば回避したいのが本音である。

仮に、訴訟の対象となる発明や特許、あるいはその元となる技術に何らかの特徴や傾向が見られるならそれらの特徴・傾向を回避する発明や特許にすれば訴訟の可能性を下げられるという仮説も成り立つ。そのためには過去特許紛争となった膨大な判例を調査する必要があり、短期間で結果を得ることは困難である。

そこで、ある限定された範囲で裁判所のICTに関連する判決の内容を調査することによりICTの進展動向を始めとして、訴訟となるような特許に特有の技術傾向や特徴等も見出せ得るものであるかフィージビリティ・スタディを行うこととした。調査の対象は知財高裁の判決とする。

本論文では知財高裁における判決を元に、定量的な特徴を調査する。また、判決の対象となっている発明・特許の技術に着目して特徴や傾向の有無を分析し、それらの結果に基づき考察を行う。

II. ICT 関連特許出願状況

1 国内の特許出願状況

1997年以降2012年までの国内における特許出願及び登録件数の推移を図1に示す⁽⁵⁾。本期間、特許出願数については2001年の約44万件をピークに漸減し、2009年以降は約34万件強で推移している。景気の影響の他、出願人が質の高い出願を目指す特許出願戦略を取っていることなどが考えられる⁽⁶⁾。一方、特許登録件数については2005年以降増加しており、高い出願を目指している結果、特許査定件数が増えているものと考えられる。

(1) 首相官邸「知的財産戦略大綱」はじめに <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki/kettei/020703taikou.html#0-1>

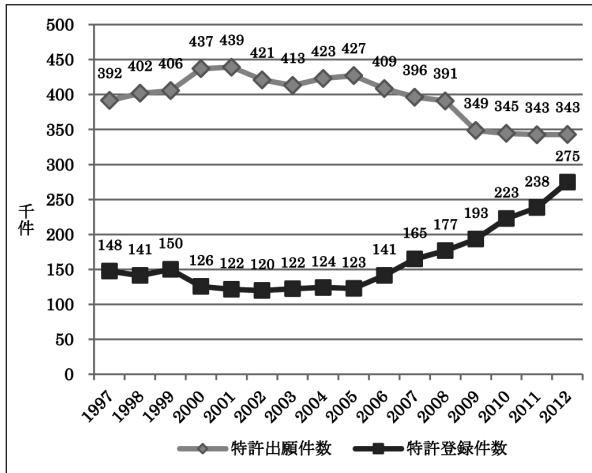
(2) 同上 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki/kettei/020703taikou.html#0-2>

(3) 平成14年法律第122号

(4) 知的財産高等裁判所、「沿革」 <http://www.ip.courts.go.jp/aboutus/history/index.html>

(5) 出願日と登録日の相違が有るので同一年における比較は意味がないが、年推移の傾向を見るため同一グラフに合成している。

(6) 特許庁「特許行政年次報告書2013年版」、2頁



資料：特許行政年次報告書より作成

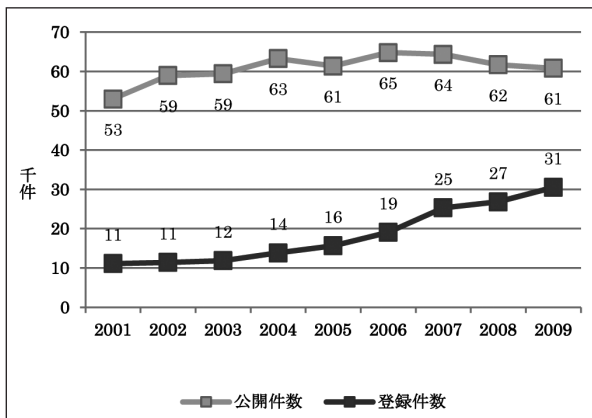
図1 国内特許出願及び登録件数

2 情報通信関連特許登録状況

特許庁では第3期科学技術基本計画において指定した、重点推進4分野、推進4分野の計8分野に関する最新の特許出願状況を定期的に調査して公表しているが⁽⁷⁾、この中の「情報通信分野」について、2001年～2009年における特許公開件数、特許登録件数の推移を図2に示す⁽⁸⁾。

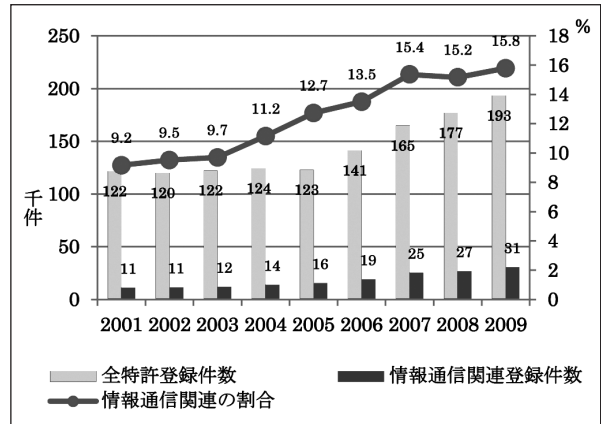
また、情報通信分野特許登録件数と同時期における全特許登録件数の推移、及び比率を図3に示す⁽⁹⁾。

情報通信関連特許件数の全特許登録件数に占める割合は9～16%であるが、年々増加傾向にあることが分かる。



資料：特許庁 HP (脚注 6, 7) より作成

図2 情報通信関連特許公開・登録件数



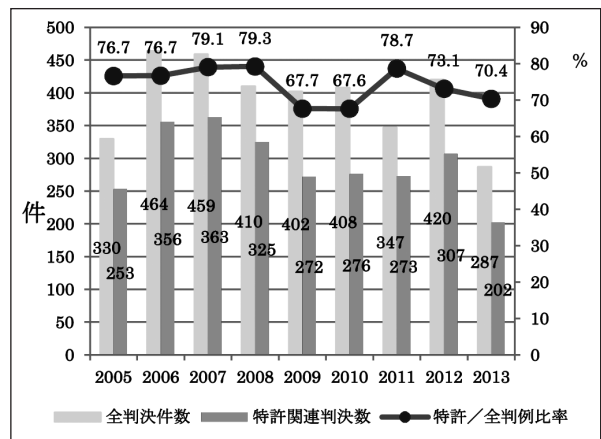
資料：特許庁 HP (脚注 7) より作成

図3 情報通信関連特許登録件数と全特許登録件数、及び比率

Ⅲ. 知財高裁における判決動向

1 知財高裁の全判決、及び特許関連判決状況

知財高裁設立以降2013年9月までの全判決数、特許判決数、及びその比率を図4に示す。



資料：LEX/DB インターネット (TKC 社) より抜粋して作成

※ 2013年は9月末までの数値

※ 特許関連判決数は「特許権、特許法」で検索

図4 知財高裁の全判決数、特許関連判決数と両者の比率

知財高裁の各年毎の判決数は330～464件、特許関連判決数は253～363件である。特許関連判決数の全判決数に占める割合は68～79%程度である。

約3/4が特許関連の判決であるが、特許庁の特許審決に対する取消請求は下級審を経ずに知財高裁が第一審として取り扱うので自然な成り行きと言える。年

(7) 特許庁「重点8分野の特許出願状況」 <http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/1402-027.htm>

(8) 図1と同様に公開日と登録日の相違があるが、年推移の比較の為に同一グラフに合成。

(9) グラフの数値は四捨五入値を示しているので実際の比率値とは厳密に一致しない。(以下の図も同様)

毎の傾向は特に見られない。

2 特許関連判決と ICT 関連判決の状況

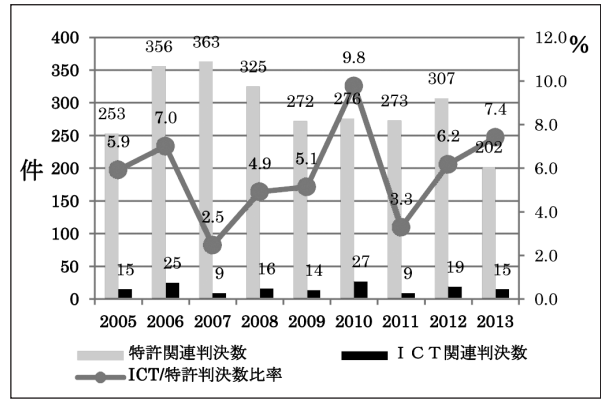
知財高裁の特許関連判決の中で、ICT 関連の特許(以下「ICT 特許」という。)について動向を見てみる。

本論文における ICT の分類と項目を表 1 に示す。本論文における ICT では純粋なハードウェアの技術は対象とせず、ソフトウェアあるいはソフトウェアを含むシステムを対象としている。

尚、II. 2 節で参照した特許庁の重点 8 分野の中の「情報通信分野」における項目と表 1 に示した本論文における項目のおおよその対応を付表 1 に示す。

知財高裁の全特許関連判決の中から表 1 の分類・項目に合致すると思われる判決を抽出した。それぞれの年推移と ICT 関連判決(以下「ICT 判決」という。)の特許関連判決数に占める割合を図 5 に示す。

特許関連判決数が 253 ~ 363 件(平均 303 件)であったところ、ICT 判決数は 9 ~ 27 件(平均 17 件)であり、比率は約 2.5 ~ 10%、平均は 5.6%である。年毎の特許関連及び ICT 判決数の相関、及び年推移に関する何らかの傾向は見られない。



資料：LEX/DB インターネット (TKC 社) より抜粋して作成

※ 2013 年は 9 月末までの数値

※ 特許関連判決数は「特許権、特許法」で検索

図 5 知財高裁の特許関連判決と ICT 判決数、及びその比率

3 ICT 判決の事件種別と裁判の結果

ICT 判決の事件種別は、①審決取消請求、②特許取消決定取消請求、③侵害差止請求、④損害賠償請求である。これらの内、①、②は知財高裁が第一審であり、③、④は控訴審となる。

それぞれについての各年毎の件数、及び裁判の結果(原告、あるいは控訴人側の勝訴)について表 2 に示す。

ICT 判決の大半(90%)は審決・特許取消決定の取消請求事件であり、年毎の傾向は見られない。

表 1 本論文における ICT の分類と項目の内容

記号	分類	項目	内容	備考
1a	情報処理	装置・機器	装置・機器を動作させる仕組み	基本的に同じ分類であるが、装置が単体か否かで切り分け
1b		システム	周辺装置等を組み合わせたシステムの仕組み	
1c		AP	装置・機器上で動作する AP, 業務処理プログラム	
2a	情報通信	装置・機器	情報通信を行う装置・機器を動作させる仕組み	1a, 1b との違いは装置が通信機能に関連するか否か
2b		システム	情報通信装置を構成するネットワークシステムの仕組み	
2c		AP	装置・機器上で動作する AP, 業務処理プログラム	
2d		プロトコル	情報通信プロトコル	情報のやり取りの仕組み
3	データ形式		情報通信で交換されるメッセージや情報処理で扱われるデータの形式・フォーマット	2d で扱うデータの形式・フォーマット
4	画像・動画, 文書処理		画像・動画・文書処理及び圧縮技術	
5	ユーザインタフェース		情報処理, 情報通信装置・機器のユーザインタフェース技術(画面表示, 文字入力等)	
6	情報セキュリティ		暗号, 認証処理技術	圧縮技術が含まれることもある

一方、審決取消請求における原告側(特許出願側)の勝率は平均10%であり、特許庁の審決の大部分が支持されていることになる。これらにより、ICT特許については審決取消を請求する動機づけがあまり大きくなりえないことが想像できる。判決内容によると特許庁の審決が支持(審決取消請求が棄却)されている理由の多くは容易想到性となっている。このように判断されている理由としては、(i)特許出願者が十分に先行技術や特許などを調査せずに出願してしまうか、(ii)技術の内容が細かく進歩性の判断が難しくなっているかの2点が考えられる。いずれのケースにおいても出願者は従来以上に先行技術や特許の調査を十分に行うとともに、進歩性を主張するための根拠固めが重要となって来ていると言えよう。

4 ICT技術分類・項目毎の判決動向

表2の分類に従ったICT判決の判決数年推移を表6a、図6a(判決日ベース)、及び表6b、図6b(出願日ベース)に示す。また、全ICT判決の技術分類・項目の分布を図7に示す。

全判決における技術分類・項目の分布から以下の特徴がみられる。

- (A) 全体的には情報処理とその周辺装置<分類1>に関連する特許関連訴訟に比べ、情報通信(何らかの通信処理が含まれる)とその装置<分類2>に関する特許関連訴訟が圧倒的に多い。

ICTの発展の状況を見ても、1990年代後半頃

にはインターネットも普及して来っており、情報通信が中心となって来ていることから頷ける結果である。

- (B) 情報処理のAP<分類1C>が2000年以前に集中しているのも(A)と同じ理由と考えられる。
- (C) ユーザインタフェース<分類5>については、昭和から平成初期にかけてはPCに関するものであるが、ここ10年程度は携帯端末(スマートフォン)を中心とした技術の訴訟が集中している。
その中であって、ファクシミリ(複合機)技術や日本語入力方式が発明として出願されており、成熟してほぼ枯れた技術であっても改良の余地があることが見て取れる。
- (D) 情報セキュリティ<分類6>に関しては8件計上されている。IPDLで情報セキュリティ関連キーワードを検索すると7万件以上、また特許庁の「情報通信関連特許出願技術動向調査テーマ(付表2)」でも複数回調査テーマとなっていることから考えると極めて少ない。

表2 ICT判決の事件種別と裁判の結果

事件種別		2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	合計
審決取消請求 第一審	件数	12	20	9	16	13	23	9	15	13	130
	結果(再掲)	2	2	0	2	2	2	0	2	1	13
特許取消決定 取消請求 第一審	件数	1	3								4
	結果(同)	1	0								1
侵害差止請求 控訴審	件数	1					3		3		8
	結果(同)	1					1		0		3
損害賠償請求 控訴審	件数	1	2				1		1	2	7
	結果(同)	0	0				0		0	0	0
合計		15	25	9	16	14	27	9	19	15	149

表 6a 技術分類・項目毎の判決数年推移(判決日ベース)

分類・項目		年	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	合計
情報処理	装置・機器	1a	1	0	0	2	1	1	1	3	0	9
	システム	1b	3	0	0	0	0	0	1	1	0	5
	AP	1c	4	6	0	0	2	1	0	0	0	13
情報通信	装置・機器	2a	1	2	0	0	2	7	0	5	0	17
	システム	2b	3	9	2	2	1	5	1	6	5	34
	AP	2c	2	4	4	7	4	9	3	2	3	38
	プロトコル	2d	0	0	1	0	1	0	0	0	3	5
データ形式		3	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2
画像・動画, 文書処理		4	0	1	1	3	1	0	0	1	0	7
ユーザインタフェース		5	1	1	0	1	1	2	3	1	1	11
情報セキュリティ		6	0	2	0	1	0	2	0	0	3	8
合 計			15	25	9	16	14	27	9	19	15	149

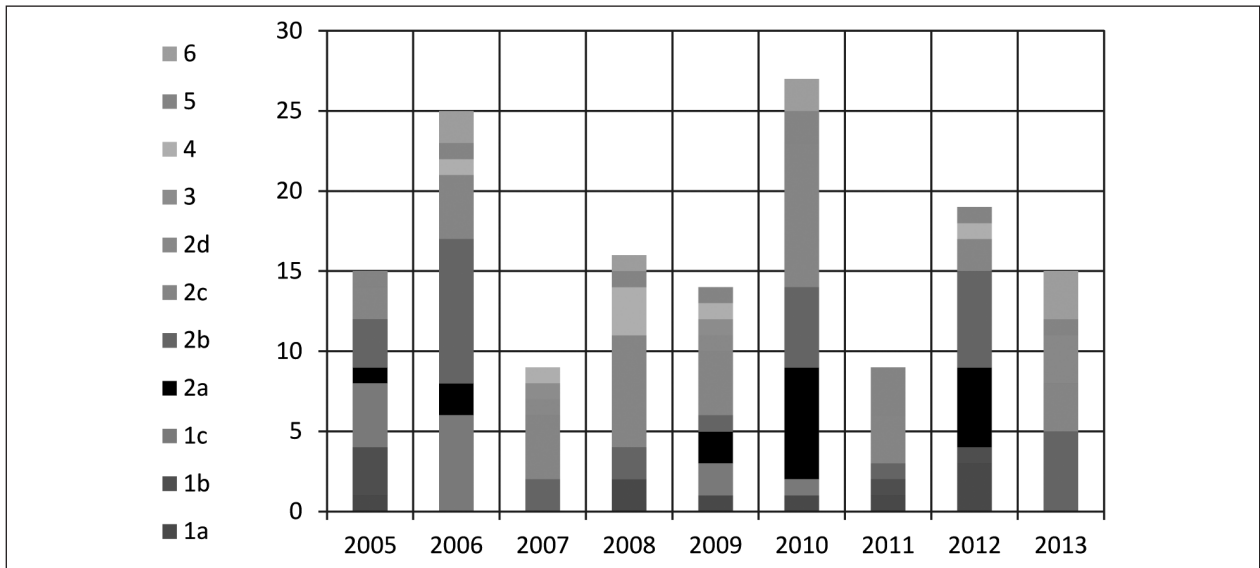


図 6a 技術分類・項目毎の判決数年推移(判決日ベース)

表 6b 技術分類・項目毎の判決数年推移(出願日ベース)

年	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
情報処理	1a								1				2	1			3	1		1			1				
	1b											1			1										1		
	1c								2	2	1	5				1			1								
情報通信	2a						2		1	1		2	2	4	1		2		2				1		1		
	2b			6					1	2		1	1	1	3	2	5	3	2	4	2			1			1
	2c					1						1	3		2	3	9	7	2	4	1	2			2		1
データ形式	3										1						1	1	1					1			
	4	1							1			1	2	1								1					
	5					1						1	1	1					2	1	1	2	1				
	6												1	2	1	1			1	1				1	1		
	合計	1		6		1	1	2	5	5	3	10	9	12	9	8	21	12	7	14	4	4	4	4	5	0	2

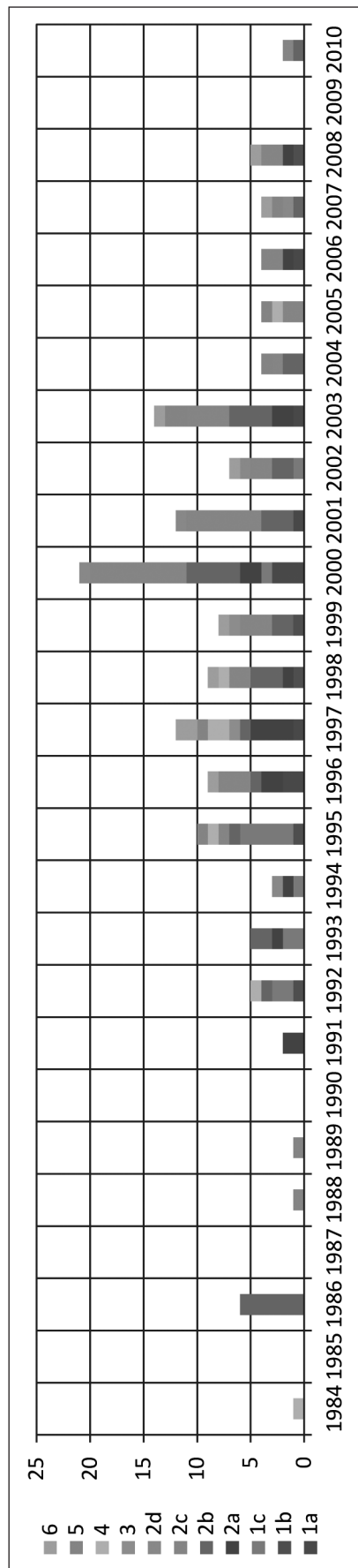


図 6b 技術分類・項目毎の判決数年推移(出願日ベース)

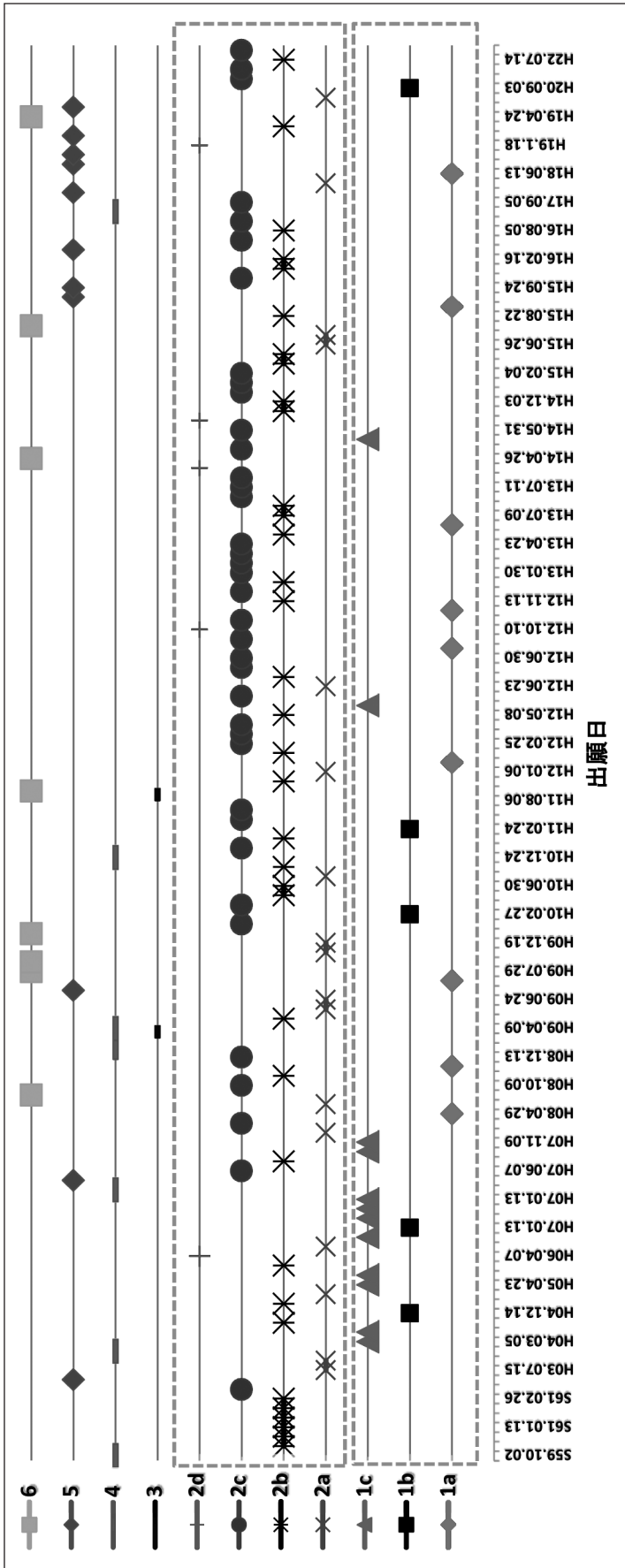


図7 全ICT判法の技術分類・項目の分布(出願日ベース)

IV. ICT 判決事例における技術内容

1 技術分類・項目別の判決事例

ICT 判決の中から特徴的な判決事例を抽出し、技術的内容を概観する。

(1) 情報通信システムに関する判決事例

① 判決概要

- ◇事件名 : 特許権侵害差止等請求控訴事件
- ◇事件番号 : 平成 20 年(ネ)第 10085 号
- ◇裁判日 : 平成 22 年(2010)3 月 24 日
- ◇事件概要 : 発明の特許権者である控訴人が、被控訴人による被控訴人サービスの提供行為は控訴人の有する本件特許権を侵害するものであるとして被控訴人サービスの差止等を求めた事案の控訴審
- ◇判決要旨 : 被控訴人方法は本件特許発明の技術的範囲に属するものであり、また本件発明は引用発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものということとはできないから進歩性を欠如するものとも認められないとして、原判決を変更した。

② 技術概要

- ◇発明名称 : インターネットサーバーのアクセス管理およびモニタシステム
- ◇特許番号 : 第 3762882 号
- ◇登録日 : 平成 18 年(2006)1 月 20 日
- ◇出願日 : 平成 13 年(2001)7 月 9 日<分割出願>
- ◇原出願日 : 平成 8 年(1996)6 月 3 日
- ◇優先日 : 平成 7 年(1995)6 月 7 日<米国>
- ◇特許権者 : インターネットナンバー株式会社
- ◇技術内容 : 本発明はブラウザからサーバのコンテンツを読み出す際の認証方法(ブラウザからのアクセス時に SID 情報の有無を判断しあれば許可を、なければユーザに要求する)を含むアクセス方法に関するものである。また、同時に Web ブラウザのアドレスバーに URL の代わりに電話番号、会社名、製品名等(インターネットナンバー)を入力することにより、サーバ側で特定の URL に変

換してクライアントに戻し、その URL を用いて改めて情報ページにアクセスし、クライアント側で表示する方法も規定している。[表 1 における分類 : 2b]

◇所感 : 控訴人による本発明の主眼はクライアントの認証方法を含む Web ページへのアクセス方法である。一方、被控訴人が提供しているサービスは判決文の別紙によればブラウザのアドレスに任意の文字を記述しても目的の Web ページにアクセスすることが出来ることを特徴としている。両者サービスの主眼はそれぞれ異なるが、訴訟の争点はアクセス方法の全体の構成要件に関する充足性の有無であり、その観点では特許侵害と判断されることは妥当である。

1990 年代前半に Web が発明され、当初はアドレスバーに URL そのものを入力する必要があったところ、利便性の追求により URL 以外の情報でも Web ページにアクセスすることが出来るような様々な工夫がなされていた時期であることを想起させる典型的な技術である。

(2) 情報通信システムのアプリケーションに関する判決事例 [1]

① 判決概要

- ◇事件名 : 審決取消請求事件
- ◇事件番号 : 平成 21 年(行ケ)第 10400 号
- ◇裁判日 : 平成 22 年(2010)10 月 13 日
- ◇事件概要 : 特許出願の拒絶査定不服審判請求を不成立とする審決の取消訴訟である。

特許請求の範囲の補正を含む手続補正が、平成 14 年法律第 24 号による改正前の特許法 17 条の 2 第 3 項の規定へ適合するか否かが争点となった。

◇判決要旨 : 当初明細書及び図面にはダウンロードページの細部項目メニュー画面中の使用案内ボタンをクリックした場合の移動先画面についての明確

な記述がないので、補正後の特許請求の範囲の記述は改正前の平成14年法律第24号の規定に違反するとした。

② 技術概要

◇発明名称：インターネットを利用した顧客支援システム

◇出願番号：特願平10-133904

◇出願日：平成10年(1998)5月15日

◇優先日：平成9年(1997)年5月15日<韓国>

◇出願人：三星電子株式会社

◇技術内容：オペレータがインターネットを介して接続された顧客支援システム(顧客支援エンジンと製品関連情報データベースにより構成)からメニュー画面を通して製品モデルの概観、技術情報等の文字/グラフィック情報、更にはプログラムをダウンロードできる。[表1における分類：2c]

◇所感：本願発明(三星電子)は特許出願に対し、平成17年10月14日付で拒絶査定を受けている。その理由は引用発明(アップル)に基づいて当業者が容易に発明出来るというものであった。本件の出願は平成10年であるが、当時はWebの有効性がビジネス的にも認知されて来ており、2年後にはビジネス方法特許の出願が急激に増加するといった時期であった。インターネットを使ったサービスが数多く提供されており、類似した発明が出願されたことも容易に類推できる。本発明は現在からみればごくありふれたアプリケーションであるが、当時このようなサービスが盛んに考案され提供された結果が現在の状況を生み出していると言える。

(3) 情報通信システムのアプリケーションに関する判決事例[2]

① 判決概要

◇事件名：審決取消請求事件

◇事件番号：平成22年(行ケ)第10373号

◇裁判日：平成23年(2011)7月21日

◇事件概要：補正後の特許請求に対する拒絶査定不服審判の請求は成り立たないとした審決に対し、17条の2第3項・36条6項1号及び4項・29条2項に関する判断の誤りとして審決取消請求したもの。

◇判決要旨：「自己のシステムにおける選択機能を機能させずに」という事項は当初明細書等に明示的に記載されていない。また、当初明細書等に記載された全ての事項を総合することにより導かれる技術的事項ということもできず、本件補正は特許法17条の2第3項に違反する。また、発明の内容は当業者が容易に想到できる。

② 技術概要

◇発明名称：インターネット情報通信システムを介した画像伝達における色変化情報伝達方法

◇出願番号：特願2004-182595

◇出願日：平成16年(2004)6月21日

◇分割表示：特願2002-28622の分割

◇原出願日：平成14年(2002)2月5日

◇出願人：個人(2名)

◇技術内容：インターネット通信販売において、商品の画像情報を消費者に送信する際に、商品の色情報と同時にRGB基準色画像を送付することにより、消費者は自身が持つ公知の印刷基準色画像と比較して色変化を認識することが出来る。[表1における分類：2c]

◇所感：特許法に規定する記載方法に合致せず(特許法17条の2第3項・36条6項1号及び同36条4項)、また発明が容易である(同29条2項)とすることは特許庁の判断の誤りであるという原告の主張は認められず審決取消とはならなかった。法に規定する記載方法に合致しないと判断については認められるが、発明の技術は引用例2件と比較しても有効

性があると思われる。記載方法での不備が無く内容で判断すれば必ずしも当業者が容易に想到出来るレベルとも言い切れないのではないかとと思われる。

2 アップル・サムスの特許紛争

米国のアップル社(以下「アップル」という。)と韓国のサムスン電子(以下「サムスン」という。)は近年の最も勢いのある ICT 企業の中の 2 社である。共に現在の ICT 産業の中核を占めるスマートフォンやタブレット端末といった情報通信機器の製造・販売を行っているが、売上シェア獲得の競争のみでなく、世界的な範囲で特許訴訟を争っている。日本でも裁判が行われているが、技術の観点から判決内容を吟味することとする。

(1) 債務不存在確認請求事件⁽¹⁰⁾

① 事件概要

原告による製品の生産、譲渡、輸入等の行為は被告の有する発明の名称「移動通信システムにおける予め設定された長さインジケータを用いてパケットデータを送受信する方法及び装置」の特許権(特許第 4642898 号)を侵害する行為に当たらないと主張し、被告が原告の行為に関わる特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求権を有しないことの確認を求めたものである。

② 事実概要

◇事件名 : 債務不存在確認請求事件
◇裁判所 : 東京地裁
◇事件番号 : 平成 23 年(ワ)第 38969 号
◇裁判日 : 平成 25 年(2013)2 月 28 日
◇原告 : アップル
◇被告 : サムスン

③ 特許概要

◇発明名称 : 移動通信システムにおける予め設定された長さインジケータを用いてパケットデータを送受信する方法及び装置
◇出願番号 : 特願 2008 - 507565

◇特許番号 : 第 4642898 号

◇登録日 : 平成 22 年(2010)12 月 10 日

◇出願日 : 平成 18 年(2006)5 月 4 日

◇優先日 : 平成 17 年(2005)5 月 4 日

◇特許権者 : サムスン

◇内容

発明 1 請求項 8 記載内容の概要

- ・ 移動通信システムにおけるデータ送信装置
- ・ 上位階層からサービスデータユニット(SDU)を受信し、それが一つのプロトコルデータユニット(PDU)に含まれるかを判定し、SDUを伝送可能なPDUサイズによって少なくとも1セグメントに再構成するための伝送バッファ
- ・ 一連番号(SN)フィールドと1ビットフィールドをヘッダに含み、少なくとも一つのセグメントをデータフィールド内に含む少なくとも一つのPDUを構成するヘッダ挿入部
- ・ SDUが一つのPDUのデータフィールドに完全に含まれることを示す1ビットフィールドを設定し、PDUのデータフィールドがSDUの中間セグメントを含む場合、少なくとも一つの長さインジケータ(LI)フィールドが存在することを示すように1ビットフィールドを設定する1ビットフィールド設定部
- ・ SDUが一つのPDUに含まれない場合に、少なくとも一つのPDUの1ビットフィールド以後にLIフィールドを挿入し、設定するLI挿入部
- ・ PDUのデータフィールドがSDUの中間セグメントを含む場合、LIフィールドはPDUがSDUの最初のセグメントでも最後のセグメントでもない中間セグメントを含むことを示す予め定められた値に設定
- ・ LI挿入部から受信される少なくとも一つのPDUを受信部に伝送する送信部を含む

発明 2 請求項 1 記載内容の概要

- ・ 移動通信システムにおけるデータを送信する方法

(10) 本事件は知財高裁の判決ではないが、既に知財高裁に控訴されていること、及びアップル・サムスの特許紛争として国内でも著名となったので取り上げる。

- ・ 上位階層からサービスデータユニット (SDU)を受信し、SDUが一つのプロトコルデータユニット(PDU)に含まれるか否かを判定
- ・ SDUが一つのPDUに含まれる場合に、ヘッダとデータフィールドを含むPDUを構成する段階と、ヘッダは、一連番号(SN)フィールドと、データフィールドにSDUが完全に含まれることを指示する1ビットフィールドを含む
- ・ SDUが一つのPDUに含まれない場合に、SDUを伝送可能なPDUのサイズにより複数のセグメントに分割し各PDUのデータフィールドが複数のセグメントのうち一つのセグメントを含む複数のPDUを構成する段階と、各PDUのヘッダは、SNフィールド、少なくとも一つの長さインジケータ(LI)フィールドが存在することを示す1ビットフィールド、そして少なくとも一つのLIフィールドを含む
- ・ PDUのデータフィールドがSDUの中間セグメントを含むと、LIフィールドはPDUがSDUの最初のセグメントでも最後のセグメントでもない中間セグメントを含むことを示す予め定められた値に設定
- ・ PDUを受信器に伝送する段階を有する

本特許に関連する従来方式と本発明におけるフォーマットと値の考え方をそれぞれ図10a、図10bに示す。

④ 裁判の争点

裁判の争点は以下のとおりである。

- (A) 本件各製品についての本件発明1の技術的範囲の属否
- (B) 本件発明2に係る本件特許権の間接侵害(特許法101条4号、5号)の成否
- (C) 特許法104条の3第1項の規定による本件各発明に係る本件特許権の権利行使の制限の成否
- (D) 本件各製品に係る本件特許権の消尽の有無
- (E) 被告の本件FRAND(Fair, Reasonable And Non-Discriminatory terms and conditions)宣言

に基づくアップル社と被告間の本件特許権のライセンス契約の成否

- (F) 被告による本件特許権に基づく損害賠償請求権の行使の権利濫用の成否

この中で(A)の技術的範囲についてのポイントは以下のとおりである。

- ⇒● 原告製品が発明1で規定しているデータフォーマットの1ビットフィールドの使用(代替的Eビット解釈)を具現化したものか?
- 原告製品が発明1を具現化している(技術的範囲に属している)場合に、FRAND宣言に基づいて被告はライセンス契約締結義務及び誠実交渉義務を果たしているか?

⑤ 裁判所の判断

裁判所の判断は次のとおりである。

被告が、原告による物件目録記載の各製品の生産、譲渡、貸渡し、輸入又はその譲渡若しくは貸渡しの申出(譲渡若しくは貸渡しのための展示を含む。)につき、特許第4642898号の特許権侵害に基づく原告に対する損害賠償請求権を有しないことを確認する。

- (A) 本件発明1、2の技術的範囲に属するか?

⇒ 製品1、3⁽¹¹⁾は属さないが、製品2、4は属している。

- (B) 被告による製品2、4に対して特許権に基づく損害賠償請求権の行使が権利の乱用にあたるか?

⇒ 被告はUMTS規格⁽¹²⁾に必須であると宣言した特許に関するFRAND条件でのライセンス契約の締結に向けて重要な情報をアップルに提供し、誠実に交渉を行うべき信義則上の義務に違反したものと認めるのが相当である。

従って、原告に対し、製品2、4について特許権に基づく損害賠償請求権を行使することは、権利の乱用に当たる。

(11) 被告「サムスン」の製品であるが、製品名は省略。以下同

(12) Universal Mobile Telecommunications Systemの略で、第3世代携帯電話の規格

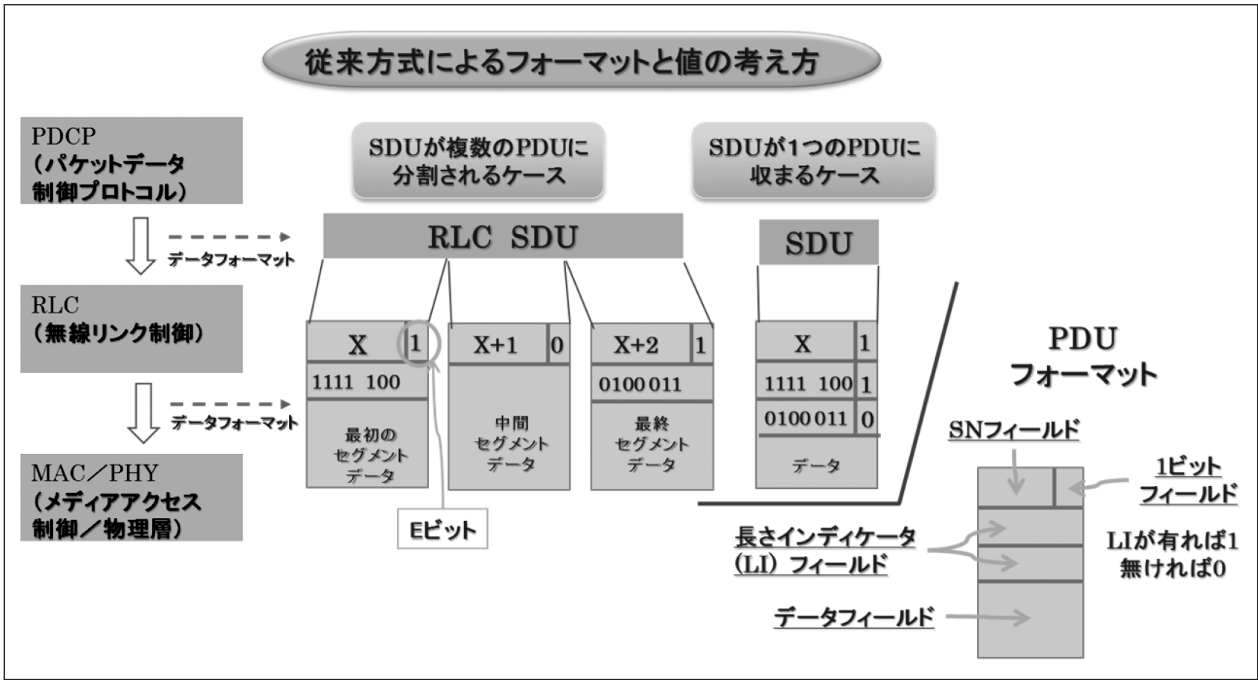


図 10a 特許(第 4642898 号)に関連する従来方式のフォーマットと値の考え方

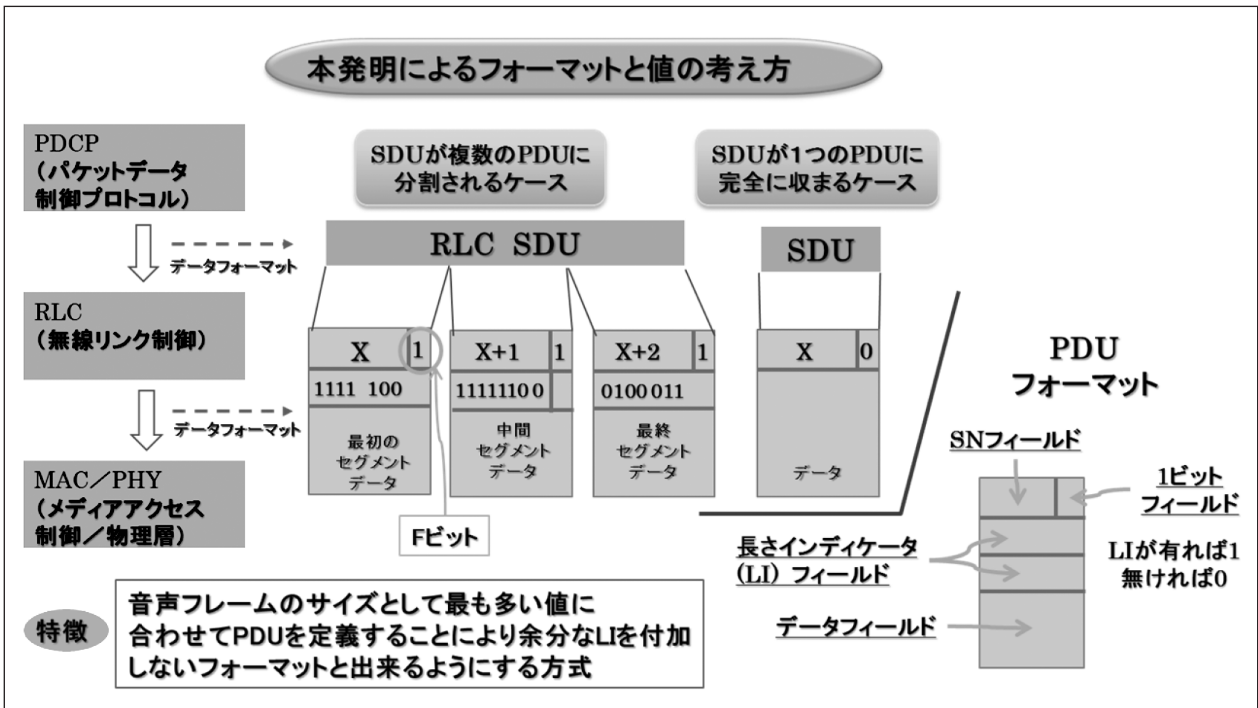


図 10b 特許(第 4642898 号)に関連する本発明方式のフォーマットと値の考え方

⑥ 見解

一般的にこのような通信処理の仕様、とりわけ伝送機能は具体的に伝送データのヘッダに含まれるビットの解釈といった形で現れてくる。即ち、ヘッダの中の各ビットの意味づけにおいて1ビットでも解釈が異なれば通信は不可能となる。ソフトウェア作成時の仕様書の規約の解釈は極めて難しく同じ仕様に従っていると思っても通信装置間のソフトウェアに齟齬が有り通信が出来ない(繋がらない)ことは良く見られる現象である。

今回裁判所では仕様書の規約を詳細に渡って吟味しており、その点における判断には異存ない。

本件は裁判所により、「被告の必須特許を原告がFRAND条件に基づいてライセンスを受けようとしたところ、被告が誠実に交渉を行うべき信義則上の義務に違反したもの」であると判断されている。被告が誠実にライセンスを付与し、原告が被告技術者のサポートを得ながら製品化すれば今回の様なケースが発生しなかったことが十分に考えられる。

(2) 損害賠償事件

① 事件概要

名称を「メディアプレーヤーのためのインテリジェントなシンクロ操作」とする発明についての特許権(特許第4204977号)を有する原告が被告らの製品を輸入・販売等する行為が特許権の間接侵害(101条5号)に当たると主張し、損害賠償を請求したものである。

② 事実概要

【原審】

- ◇事件名 : 損害賠償請求事件
- ◇裁判所 : 東京地裁
- ◇裁判日 : 平成24年8月31日
- ◇事件番号 : 平成23年(ワ)第27941号
- ◇原告 : アップル
- ◇被告 : 日本サムスン(株)
サムスン電子ジャパン(株)

【控訴審】

- ◇事件名 : 損害賠償請求控訴事件
- ◇裁判所 : 知財高裁
- ◇裁判日 : 平成25年(2013)6月25日
- ◇事件番号 : 平成24年(ネ)第10084号

- ◇控訴人 : アップル インコーポレイテッド
- ◇被控訴人 : 日本サムスン(株)
サムスン電子ジャパン(株)

③ 特許概要

- ◇発明名称 : メディアプレーヤーのためのインテリジェントなシンクロ操作
- ◇出願番号 : 特願2003-538957
- ◇特許番号 : 第4204977号
- ◇登録日 : 平成20年(2008)10月24日
- ◇出願日 : 平成14年(2002)10月17日
- ◇優先日 : 平成13年(2001)10月22日
- ◇特許権者 : アップル
- ◇内容 :

発明1 請求項11記載内容の概要

- ・ メディアプレーヤーのメディアコンテンツをホストコンピュータ(ホスト)とシンクロする方法 <システム構成 : 図8 >
- ・ メディアプレーヤーがホストに接続されたことを検出
- ・ メディアプレーヤーはプレーヤーメディア情報を記憶し、ホストはホストメディア情報を記憶
- ・ プレーヤーメディア情報/ホストメディア情報
 - ※ メディアアイテム毎に少なくともタイトル名、アーティスト名および品質上の特徴という属性を具備
- ・ 品質上の特徴はビットレート、サンプルレート、イコライゼーション設定、ボリューム設定、総時間のうちの少なくとも1つ
- ・ プレーヤーメディア情報とホストメディア情報とを比較して両者の一致・不一致を判定
- ・ 両者が不一致の場合に、両者が一致するようにメディアコンテンツをシンクロ

発明2 請求項12記載内容の概要

- ・ メディアプレーヤーのメディアコンテンツをホストとシンクロする方法
- ・ メディアプレーヤーがホストに接続されたことを検出
- ・ メディアプレーヤーはプレーヤーメディア情報を記憶し、ホストはホストメディア情報を記憶
- ・ プレーヤーメディア情報/ホストメディア情報

情報

- ※ メディアアイテム毎に、少なくともタイトル名およびアーティスト名を含む属性および品質上の特徴を具備
- ・ プレーヤーメディア情報とホストメディア情報とを比較して、両者の一致または不一致を示す比較情報に基づいてメディアプレーヤーとホストとの間でメディアコンテンツをシンクロ
- ・ シンクロの処理は比較情報が両メディア情報の不一致を示しているとき、
 - ⇒ プレーヤーメディア情報には含まれホストメディア情報には含まれないメディアアイテムを特定
- ・ このメディアアイテムをメディアプレーヤーから削除する方法

発明3 請求項13 記載内容の概要

- ・ 品質上の特徴はビットレート、サンプルレート、イコライゼーション、設定、ボリューム設定、および総時間のうちの少なくとも1つを含む方法

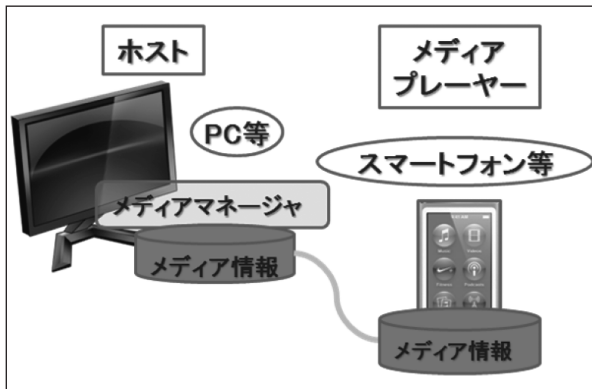


図8 システム構成

④ 裁判の争点

裁判の争点は以下の4点である。

- (A) 被告方法が本件発明の技術的範囲に属するか
- (B) 被告各製品を輸入・販売等する行為が特許法101条5号の間接侵害に該当するか
- (C) 被告日本サムスンが被告各製品を輸入、販売等しているか
- (D) 原告の損害額

この中で(A)の技術的範囲についてのポイントは以下のとおりである。

⇒ 被告製品であるメディアプレーヤーで扱う“属性情報”が原告の特許に規定する“メディア情報”に含まれるか否か？(図9参照)

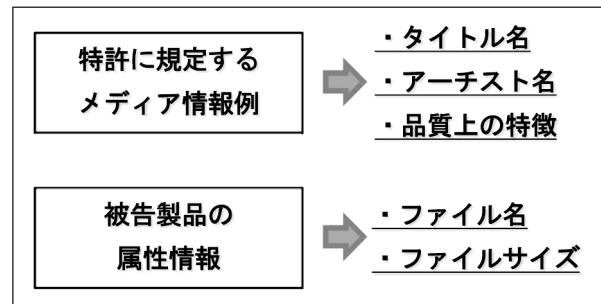


図9 原告・被告の規定情報

⑤ 裁判所の判断

地裁及び知財高裁の判断は以下のとおりである。

(A) 原審 原告請求棄却

被告製品のメディアプレーヤーに含まれる属性情報は特許発明に規定するメディア情報には当たらない。

従って、被告製品の實現方法は原告発明の技術的範囲に属さない。

(B) 控訴審 控訴棄却

原判決の認定判断を支持

⑥ 見解

(A) 裁判のポイントは原告の特許製品と被告製品での実装方法において扱う情報(図9に示す規定情報)が等しいか否かというものであり、判決文における詳細な比較検討の結果は納得するもので、判旨賛成である。

(B) これら規定情報が異なれば実装方法も異なるので規定情報が等しいか否かということは特許の観点では本発明の本質部分であり、均等論の要件に照らしても同一発明とは言えない。しかしながら、技術開発の観点からは本発明の本質はホストとメディアプレーヤー間で属性情報等を比較してシンクロを行うと言う点が最も重要なアイデアである。その際にどのような情報を比較するのはいくつかの代替案の範疇であって結果論ではあるが当業者ならいずれも考え付く(即ち容易想到性がある)のものであると思われる。

ICTの開発競争が微細に渡ってますます熾

烈になっている折、今後特許明細書への記述方法にも細心の注意を払う必要があることを感じさせる事件である。

(3) 特許権仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件

① 事件概要

携帯電話端末に関する特許権(特許第 3614846 号(以下「本件特許」という))を有する原告人が相手方に対し、相手方が輸入販売する相手方製品(iPhone4S, iPhone4)は本件特許に係る発明の技術的範囲に属し、本件特許権を侵害すると主張して特許権侵害に基づく差止請求権を被保全権利として、相手方製品の販売等の差止め及び執行官保全の仮処分命令を求めたもの。

原審[東京地裁：平成 23 年(ヨ)第 22080 号 特許権仮処分命令申立事件]では、相手方製品は本件特許に係る発明の技術的範囲に属するものの、本件特許は進歩性を欠くものであって無効にされるべきものと認められるとして、原告人の仮処分命令の申立てを却下したため、原告人は原決定を不服として本件抗告を提起するとともに、平成 24 年 11 月 6 日、本件特許の請求項 1 等につき訂正審判請求を行い(以下「本件訂正」という。)、同年 12 月 12 日、特許庁はこれを認める審決を行った。(本件訂正後の発明を「本件訂正発明」という。)

② 事件概要

- ◇事件名 : 特許権仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件
- ◇裁判所 : 知的財産高等裁判所
- ◇裁判日 : 平成 25 年(2013)7 月 23 日
- ◇事件番号 : 平成 24 年(ラ)第 10014 号
- ◇原告人 : サムスン
- ◇相手方 : アップル

③ 特許概要

- ◇発明名称 : 携帯電話端末
- ◇出願番号 : 特願 2003 - 182513
- ◇特許番号 : 第 3614846 号
- ◇登録日 : 平成 16 年(2004)11 月 12 日
- ◇移転登録 : 平成 23 年(2011)10 月 14 日
- ◇出願日 : 平成 15 年(2003)6 月 26 日
- ◇分割表示 : 特願平 10 - 107243 の分割

◇原出願日 : 平成 10 年(1998)4 月 17 日

◇特許権者 : 日立国際電気=<移転>⇒サムスン

◇内容

本件訂正発明 請求項 1 記載内容の概要

- ・ 通信機能、通信機能以外の機能、指示の入力手段、データ表示手段を有する携帯電話端末
- ・ 表示手段には少なくとも受信レベルやバッテリー残量を表示
- ・ 入力手段から通信機能停止指示が入力されると通信機能を停止し、受信レベルの表示位置に通信機能停止を示すアイコンを表示

④ 裁判の争点

裁判の争点は以下のとおりである。

- (A) 相手方製品は本件訂正発明の技術的範囲に属するか
- (B) 本件特許は特許無効審判において無効にされるべきものと認められるか
 - ⇒ 他社等の 4 件の発明を主引例とする進歩性の有無(4 争点)
 - ⇒ 訂正発明の 2 つの構成要件における訂正事項は新規事項の追加か(2 争点)
 - ⇒ 訂正発明の 2 つの構成要件における訂正事項は特許請求の範囲の実質的変更であるか(2 争点)

⑤ 裁判所の判断

裁判所の判断は以下のとおりである。

- (A) 相手方製品は本件訂正発明の技術的範囲に属するか
 - ⇒ 相手方製品は本件訂正発明の技術的範囲に属する。
- (B) 本件特許は特許無効審判において無効にされるべきものか
 - ⇒ 1 件の主引例発明との比較分析に基づき、当業者が容易に発明をすることが出来るので進歩性を欠くものとして特許無効審判において無効にされるべきものと認めた。これにより他の争点については判断するまでもなく理由がないとしている。

⑥ 見解

本発明は、携帯電話が発射している電波が悪影響を及ぼす飛行機や病院内でも携帯電話の通話以外の機能(電話帳や電子手帳等)を使いたいという

要求に対する解決策である。当初は電波の発射を停止するためには携帯電話の電源をオフにする以外方法は無かったが、本発明では携帯電話の電源をオフにしなくても電波の発射を止めることの出来る機能を追加したもので、同時にそのためのアイコンの付加や表示方法などのユーザインタフェースの工夫も発明に含まれている。

携帯電話という限られた機器の範囲の中で当該発明と同様の機能・ユーザインタフェースを実現する場合にはある程度類似したものとならざるを得ず、その意味で裁判所の判断は妥当なものと言えよう。

相手方の製品の技術は原告人の特許の技術的範囲に属していると判断された(原告人の主張が認められた)ものの、その技術自体に進歩性が無いとされたもので原審の判断が支持されており、原告人にとっては不本意であったと思われる。

本件は原告人の発明ではなく他企業から譲渡を受けた特許ではあるが、事前に十分な特許調査を行っていればある程度は進歩性が無いことについて認識出来たものと思われ、準備不足の感が否めない。

(4) 3 事件の総括

日本で裁判となったアップルとサムスンの特許紛争について吟味したが、いずれも技術の観点ではかなり細かいレベルでの争いである。企業においては自社の優位性を確保するために特許権を行使し訴訟を起こすことは当然の行為ではあるが、これほどの細かいレベルであると勝訴するか否かは裁判所の判断に任されることになり、敗訴するリスクは決して低くはない。

その意味でアップルとサムスンの場合、これらの特許紛争は ICT 企業としての覇権を争うという一面があり、双方とも「仕掛けたゲームは、自らは降りられない」といった状況に陥っているのではないかと想像される。

これだけの裁判に掛ける精力を更なる技術やサービスの進歩に振り向ける方がより有益だと思われる。

V. おわりに

本論文では ICT に関連する特許に着目し、1900 年代後半から 2000 年代に渡る国内の特許登録件数と比較した情報通信関連の登録件数の推移を概観した。

また、ICT 特許に関連する事件について知財高裁

での全判決を抽出し、件数の傾向や技術の分類分けを行った。

II. 3 節で ICT 特許の審査請求はある程度確度の高い発明が対象となっている可能性も示唆したが、この件を確認するためには特許庁における不服審判の状況や、ICT 以外の技術に関する判決の内容なども精査する必要がある。これについては、今後の課題である。

知財高裁の ICT 判決について、技術分類分けを行った結果はインターネットを含む情報処理システム関連の事件の割合が多く、これは 1990 年代の後半からのインターネットの発展を見てもある程度予測できるものであった。

今回の研究の目的には裁判所の ICT 判決の内容を調査することにより、ICT の進展動向や訴訟となるような特許に特有の技術傾向・特徴等を見出すことが出来るか否かのフィージビリティ・スタディも含まれていた。

判決の詳細内容まで精査出来た件数はまだ少ないため、何らかの傾向を見出すまでには至っていないが、引き続き調査を継続するとともに、他の有効な手段についても探査していくこととする。

以上

付表1 表1の分類・項目と特許庁の重点8分野の中の「情報通信分野」における項目との大凡の対応

記号	分類	項目	特許庁分類	備考
1a	情報処理	装置・機器	高速コンピューティング 大容量・高速記憶 入出力 デバイス	特許庁の分類である「ソフトウェア」は左記 分類・項目の全てに関連する。
1b		システム		
1c		AP	シミュレーション 認識・意味理解	
2a	情報通信	装置・機器		
2b		システム	高速ネットワーク 家電ネットワーク	
2c		AP		
2d		プロトコル	情報通信／その他	
3	データ形式			
4	画像・動画, 文書処理			
5	ユーザインタフェース	ヒューマンインタフェース評価		
6	情報セキュリティ	セキュリティ		

付表2 情報通信関連特許出願技術動向調査テーマ⁽¹³⁾

年度	テーマ
12	情報機器・家電ネットワーク制御, デジタルテレビジョン技術, 次世代フラットパネルディスプレイ, 光伝送システム, 高性能光ファイバ, チップ・サイズ・パッケージ, コンテンツ記録用メモリカード, サプライチェーン・マネジメント, 特許から見た電子ゲーム産業の将来像
13	デジタルコンテンツ配信・流通に関する技術, インターネットプロトコル・インフラ技術, IT時代の実装技術—システム・イン・パッケージ技術—, プログラマブル・ロジック・デバイス技術, 電子ロックシステム, 高記録密度ハードディスク装置
14	音声認識技術, ブロードバンドを支える変復調技術, 暗号技術, SOI(Silicon On Insulator)技術, 半導体設計支援(EDA)技術, フォトマスク
15	PDP表示制御, ネットワーク関連POS, 光集積回路, 半導体試験・測定システム, LSIの多層配線技術, 電子計算機のユーザインターフェイス, 移動体通信方式, 携帯電話端末とその応用
16	プラズマディスプレイパネルの構造と製造方法, 半導体製造装置プロセス管理技術, カラーマッチング・マネージメント技術, ICタグ
17	光ピックアップ技術, デジタル著作権管理(DRM), 電子商取引, 有機EL素子, 液晶表示装置の画質向上技術
18	高記録密度ハードディスク装置(13年度更新), 電子写真装置の全体制御技術, 最新スピーカ技術—小型スピーカを中心に—, リコンフィギャラブル論理回路
19	カラオケ関連技術, 電子ゲーム(13年度更新), バイオメトリック照合の入力・認識, 光伝送システム(12年度更新)
20	インターネット社会における検索技術, ネットワーク関連POS(15年度更新), 情報機器・家電ネットワーク制御技術(12年度更新), デジタルカメラ装置, 多層プリント配線基板, フォトマスク(14年度更新)
21	緑なし印刷技術, 有機EL表示装置の駆動技術, 暗号技術(14年度更新), 立体テレビジョン, サプライチェーン・マネジメント(12年度更新), 無線LAN伝送技術
22	音楽製作技術, 電気化学キャパシタ, 電池の充放電技術
23	インターネットテレビ, 携帯高速通信技術(LTE)
24	スマートグリッドを実現するための管理・監視技術, タッチパネル利用を前提としたGUI及び次世代UI, 光エレクトロニクス, 磁性材料

(13) 特許庁ホームページ, <http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/gidou-houkoku.htm>